

人権作文

人権・同和教育シリーズ

195



矢ヶ部小学校6年
大淵 琉希さん

市内の小中学生が書いた人権作文を紹介します。

ぼくたちの学校では、月に1回、みんなが互いのことを知り、仲良くなるために、縦割り班で活動する「ちかべっ子タイム」があります。

7月は、「同和問題啓発強調月間」に合わせて、オンラインによる全校での人権学習がありました。担当の先生が読んでくださった「すぎなこと」がてなこと」という本での学習を通して、ぼくが思ったことが二つあります。

一つ目は、だれにでも好きなこと、苦手なことがあるということです。ぼくは、算数が苦手です。今まで、算数が苦手なことがだめなことなんだと

考えていました。そして、苦手なことがある自分を恥ずかしいと思っていました。しかし、この本には、だれにでも好きなこと、苦手なことがあって当たり前であるといったことが書かれています。苦手なことを恥ずかしいと考えず、だれにでもあるものだと前向きに考えていきたいです。

一つ目は、好きなこと、苦手なことをお互いに助け合っていくことの大切さです。

ぼくが、算数の学習で分からなくて困っているときに、クラスの友だちがぼくの様子を見て、優しく教えてくれます。友だちが跳び箱で困ってい

たら、跳べるようにぼくもアドバイスします。

苦手なことは一人一人にあって当たり前なので、お互いが助け合っていかなければなりません。また、そこに友だち同士のつながりも生まれます。このつながりをぼくは、大切にしなければならぬと思います。

だれにでも苦手なことがあり、困ってしまうことがあると思います。その時に「お前、そんなこともできんとかやん。」

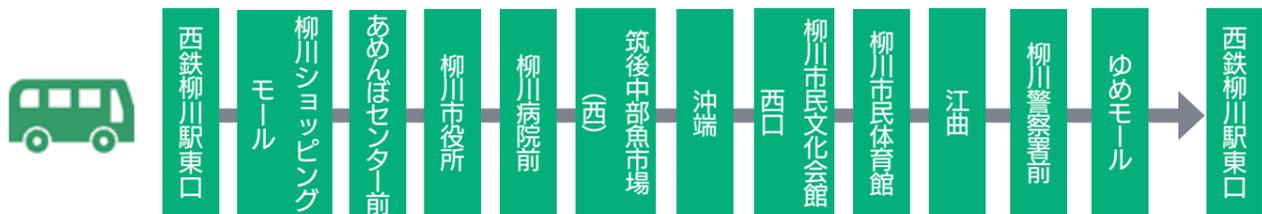
などと言われるとその一言で、友だち同士のつながりが切れてしまいます。助け合いはできません。何気ない気持ちで言った一言が相手を傷つ

けます。そうなる前に、一人一人が誰にでも苦手なことがあるということをもつ一度考えて行動しなければいけないと思います。

ぼくは、困っている人を支えられる人になっていきたいと思っています。

【先生からのひと言】

人権学習を通して、「苦手がある」ことを前向きに捉えることができましたね。これからさまざまな人と出会うと思います。互いを認め合い、つながりを大切にしながら、支え合う大切さを広げていきたいですね。



市街循環線スタート

10月1日、市コミュニティバスの市街循環線の出発式がありました。「市街循環線」は西鉄柳川駅東口や沖端など市街地を巡る循環ルートです。1回100円で誰でも乗車できます。また、1000円で12枚つづりのお得な回数券を販売。コミバス車内か市企画課で購入できます。

| CONTENTS | ページ |
|----------------|-----|
| 第49回衆議院議員総選挙ほか | 2-3 |
| お知らせ掲示板 | 4-7 |
| 人権・同和教育シリーズ | 8 |

第49回衆議院議員総選挙・第25回最高裁判所裁判官国民審査

投票日

10月31日(日) 午前7時～午後8時

期日前投票

10月20日(水)～30日(土)

午前8時30分～午後8時

公示日、投票日時、投票所

- 公示日 10月19日(火)
- 投票日時 10月31日(日)、午前7時～午後8時
- 投票所 市内22カ所(次ページ投票所一覧を参照)。
- 投票日は、各家庭に郵送する「投票所入場券」に記載された会場で投票
- ◆ 投票所入場券を忘れないように
スムーズに投票するため「投票所入場券」を忘れずに持ってきてください。なお、なくした場合でも投票することができるとのことです。投票所係員に申し出てください。

◆ 実施されるのは「小選挙区選挙」「比例代表選挙」「最高裁判所裁判官国民審査」の3つ

- ① 「小選挙区選挙」を投票(候補者名)を書いて投票
- ② 「比例代表選挙」を投票(政党名)を書いて投票
- ③ 「最高裁判所裁判官国民審査」を投票(辞めさせたい裁判官に「×」を書いて投票。辞めさせなくてもいいと思う場合は白紙のまま投票)

投票できる人

平成15年11月1日までに生まれた人で、令和3年7月18日までに柳川市の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住んでいる人

○ 柳川市から他の市区町村に転出した場合
次の全てに該当する人は、柳川市で投票できます。

▽ 柳川市の選挙人名簿に登録されている人
▽ 令和3年6月18日以降に他の市区町村に転出した人
▽ 転出先の市区町村で選挙人名簿に登録されていない人

期日前投票や不在者投票

- 期日前投票
投票日に仕事などやむを得ない用事で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。
- 期間 10月20日(水)～30日(土)
- 投票時間 午前8時30分～午後8時
- 投票所 市役所各庁舎
▽ 柳川庁舎 3階第1会議室
▽ 大和庁舎 1階第1会議室
▽ 三橋庁舎 1階ロビー

不在者投票

れずに持つてきてください。

不在者投票ができる人は次のとおりです。

- 仕事などで市外に滞在している人
市公式サイトから請求用紙をダウンロードし、手書きで記入し、投票用紙を請求してください。投票用紙などを滞在地へ郵送しますので、取り扱いに注意して、滞在地の選挙管理委員会で投票してください。投票用紙を交



投票所のご案内

| 投票所 | 地区・校区 | 会場 |
|-----|-----------|----------------|
| 第1 | 柳河 | 柳河ふれあいセンター |
| 第2 | | 柳河小学校体育館 |
| 第3 | 城内 | 城内コミュニティ防災センター |
| 第5 | 沖端、西宮永 | 矢留うぶすな館 |
| 第7 | 東宮永 | 柳川農村環境改善センター |
| 第8 | 両開 | 有明まほろばセンター |
| 第9 | 昭代 | 就業改善センター |
| 第10 | | |
| 第11 | 蒲池 | 蒲池農村環境改善センター |
| 第12 | | 中村公民館 |
| 第13 | 大和 | 大和コミュニティセンター |
| 第14 | 中島 | 大和漁村センター |
| 第16 | 有明 | 有明コミュニティセンター |
| 第17 | 皿垣 | 皿垣コミュニティセンター |
| 第18 | 豊原 | 豊原コミュニティセンター |
| 第19 | 六合 | 六合コミュニティセンター |
| 第20 | ニッ河 | ニッ河コミュニティセンター |
| 第21 | 藤吉 | 藤吉コミュニティセンター |
| 第22 | 垂見 | 垂見コミュニティセンター |
| 第23 | 矢ヶ部 | 矢ヶ部コミュニティセンター |
| 第24 | 中山 | 中山コミュニティセンター |
| 第25 | 藤吉、ニッ河、垂見 | 三橋生涯学習センター |

● 指定施設で投票をする人

付するまでに日数がかかります。早めに請求してください。

県選挙管理委員会の指定を受けた病院、施設などに入院や入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができます。詳しくは、入院や入所している施設の事務所にお尋ねください。

郵便投票、点字・代理投票

● 郵便投票
身体に重度の障がいがある人で、市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」をもらっている人は、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。事前に市選挙管理委員会に郵便投票証明書の交付申請をしてください。郵便による不在者投票をするときは、郵便投票証明書を提示し、10月27日(水)の午後5時までに、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求して

● 代理記載制度

肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症まで」の人

③ 介護保険の被保険者証で要介護区分が「要介護5」の人

● 代理記載制度
郵便等投票ができる人で、身体障害者手帳が「上肢又は視覚の障害の程度が1級」または、戦傷病者手帳で「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」の人は、あらかじめ、本人が指定した「代理記載人」に記載させることができます。この場合も市選挙管理委員会に届け

● 点字・代理投票

出が必要です。

目の不自由な人には、投票所に点字器を用意しています。また、身体が不自由で字が書けない人は、投票所の係員が代わって投票用紙の記入を行います。どの候補者に投票したか、漏れることは絶対ありません。

市民体育館で即日開票

開票は即日開票で、10月31日(日)、午後9時15分から、市民体育館で行います。

新型コロナウイルス感染症対策にご協力を

■ 投票所の感染対策

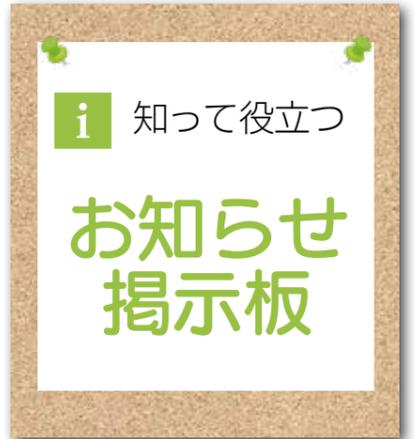
- ▷ 入り口に消毒液と体温計を設置
- ▷ 記載台や鉛筆などは定期的に消毒
- ▷ 定期的な換気を実施
- ▷ 投票事務従事者はマスク着用
- ▷ 持参した鉛筆やシャープペンシルで記入可能

■ 有権者へのお願い

- ▷ 投票所に行くときは、事前に手洗いをし、マスク着用でお越しください
- ▷ 投票所入り口で手指を消毒してください
- ▷ 投票所では周りの人と一定の距離をとってください



掲載しているイベントなどは、コロナウイルスの感染拡大防止のため中止・延期になる可能性がありますので、事前に主催者へ問い合わせてください。



新型コロナウイルス市内の陽性者数
(令和3年9月30日現在)
男 284人(前月比+33)
女 276人(+23)
計 560人(+56)
※陽性者数はこれまでに発生した累計です。

お知らせ

献血にご協力を

市献血推進協議会は、次のとおり献血を実施します。皆さんのご協力をお願いします。

●日時 ①10月22日(金) ②11月1日(月)、いずれも午前10時～正午、午後1時～3時30分

●会場 ①JA柳川本所②マミーズ柳川店

【問】同協議会 ☎76・4833

油流出事故に注意

重油などの油が河川や水路に流出する事故は、秋から冬

にかけて増加します。油が川や水路に流出すると、周辺の環境に悪影響を与え、上水道が使えなくなったり、農業や漁業被害が出たりします。

油流出事故を防ぐために、タンク配管などに異常がないか日ごろから点検してください。また、油類を使用するときやタンクへ補給するときは特に注意して作業しましょう。

油の流出事故が発生したときは、すぐに県保健福祉環境事務所や消防署に連絡してください。

【問】同事務所 ☎0943・22・6964

児童の権利に関する条約

平成元年の国際連合総会で

採択され、日本では、平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」。この条約は、18歳未満の全ての子ども

の権利や自由を尊重するためのものです。

●条約の主な内容 ▽子どもは教育を受けることや遊ぶことが認められるべき▽子どもは自由に考え、信じることは認められるべき▽家庭環境に恵まれない子どもにも保護と援助が与えられるべき▽子どもは、あらゆる差別や暴力、虐待などの不当な扱いから守ら

れるべき

【問】県私学振興・青少年育成局政策課 ☎092・643・3134

募集

地雷撤去のため書き損じはがきを募集

カンボジア地雷撤去キャンペーン事務局は、カンボジアでの地雷被害を一刻も早く無くすため、書き損じはがきなどを集めています。集めたり

がきは、換金して地雷撤去団体へ寄付します。はがき3枚が1㎡の地雷の撤去費用に変わります。ご協力をお願いします。



●期間 来年3月31日(木)まで

●対象品 書き損じや未使用のはがき、未使用の切手、未使用のQUOカードなど

●送付先 (一財)カンボジア地雷撤去キャンペーン(〒

消費生活センター

損害保険の申請代行サービスの契約は慎重に

【事例】

豪雨や台風の影響で屋根から雨漏りするようになった。「損害保険を利用して自己負担なしで修理ができる。保険金の申請手続きもサポートする」と業者が訪問してきたので、保険金の申請手続きを依頼した。契約した後に、契約書をよく読むと「保険金が振り込まれたら、必ず当社と工事契約をする。キャンセルした場合は保険金の40%の額を違約金として支払う」と書かれていた。

【アドバイス】

自然災害が起こるたびに、「保険金を使って修理工事ができるので、自己負担はない」など、無料を強調した住宅修理工事契約の相談が寄せられています。契約書に、「保険金が認定された後、修理工事を解約すると、違約金として保険認定額の●%の料金を請求する」などと記載されていることが多く、解約すると高額な違約金を請求されるというトラブルにつながりかねません。

保険金の申請は自分でも手続きできます。家屋



が被災したら、まずは自分で保険会社に問い合わせましょう。事例のような訪問販売は、契約して8日以内であればクーリング・オフできます。契約は慎重にしましょう。困ったときは早めに消費生活センターに相談して下さい。

【問】同センター(市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004)

お店選びは市や県のステッカーを参考に



▲おもてなし柳川市民会議が配布するステッカー

▲県が配布するステッカー

市や県は、新型コロナウイルスの感染防止対策をしている飲食店に、ステッカーを配布しています。どちらも調査員が店に足を運んで感染防止対策が実施されているかどうか確認をして配布しています。飲食するときは、2つのステッカーを目印に店を選びましょう。

また、市や県は、感染防止に取り組む飲食店を随時募集しています。詳しくは、市や県の公式サイトで確認してください。

【問】おもてなし柳川市民会議事務局(市観光課内 ☎77・8564)、県感染防止認証制度事務局(☎0570・015・255)



久留米高等技術専門学校でパソコンや簿記を習得

●科目 ①パソコン初級科(短期間・短時間) ②パソコン初級科 ③OA簿記初級・中級連続養成科

●期間 ①12月2日(木) ②28日(火) ③12月2日(木) ④来年2月28日(月) ⑤12月3日(金) ⑥来年5月31日(火)

●会場 ①ビジネススクール Link to Link 久留米校(久留

久留米職業訓練センター 訓練生募集

●科目 ファイナンシャルプランナー2級受験対策

●日時 11月12日～来年1月18日の毎週火曜、金曜、午後6時30分～9時、全18回

●会場 久留米職業訓練センター(久留米市東合川)

●対象 ファイナンシャルプランナー2級を1月に受験予定の人、先着20人

●受講料 2万8500円

【問】同センター(☎0942・44・5201)

市民協働
まちづくり
事業

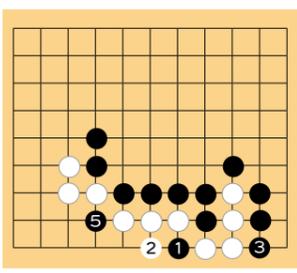
立花宗茂・間千代のゆかりの地を巡る
ウォーキングイベント開催



立花宗茂、間千代、戸次道雪を祀っている三柱神社

市とまちづくりネットワーク柳川は、宗茂・間千代ゆかりの地を巡るウォーキングイベントを開催します。参加するには、事前の申し込みが必要です。

- 日時 11月21日(日)、午前9時に市民文化会館西側駐車場に集合、2時間程度で終了予定
 - コース 同館を出発後、宮永様跡や宗茂・間千代ゆかりの寺社を訪問予定
 - 申込期間 10月15日(金)～11月1日(月)
 - 申込方法 住所、氏名、日中連絡がとれる電話番号を記入して、市総務課(〒832-8601、本町87-1、℡74・5520、メール somu@city.yanagawa.lg.jp)へはがきやファクス、メールで申し込み
 - 定員 30人(申し込み多数の場合は抽選で決定)
 - 参加費 700円(ガイド本500円と参加費200円)
- 【問】同課市民協働推進係 ☎77・8419



【問】大淵盛人九段の次の一手

①と捨て石を打つのが正解。②と取りますが、③に對し白はつなげません。もし④とつなぐと、⑤で全部取れます。捨て石の妙です。

▽大学生以下≒2000円 ※未就学児は入場できません。

【問】久留米文化振興会(石橋文化センター内) ☎0942・33・2271

相談

60歳以上が対象
仕事相談会

働きたいけど、どこに相談したらいいのか分からない60歳以上の人を対象に、相談会

を開催します。シニアの就労を支援する3つの団体が皆さんの相談に応じます。参加には、事前申し込みが必要です。

【問】久留米文化振興会(石橋文化センター内) ☎0942・33・2271

●日時 11月19日(金)、①午前10時～正午②午後1時30分～3時30分

●会場 市役所三橋庁舎5階第7会議室

●定員 ①②とも先着12人

●相談料 無料

【申・問】県70歳現役応援センター事務局 ☎092・432・2512

**社会保険労務士が対応
無料個別相談会**

県は、企業が抱える課題を解決するため、県内の企業や事業所を対象に個別相談会を開催します。

●日時 10月28日(木)、午後1時～5時

●会場 市役所大和庁舎2階大会議室

●相談内容 雇用関係助成金の制度の概要や申請方法、時差出勤や特別休暇の導入に向けた相談など

【申・問】県労働政策課 ☎092・643・3587

空き家に関する相談会

県内に空き家を所有している人などを対象に、空き家の活用に関する相談員や専門家が相談に応じます。参加には、事前の申し込みが必要です。

●日時 12月18日(土)、午前11時～午後4時

●会場 おりなす八女はちひめホール(八女市本町)

●定員 14組

●相談内容 空き家の売買や

貸貸、相続、活用方法など

●申込期限 12月16日(木)

□空き家に関するセミナーを同日開催

県司法書士会の竹本安伸さんによる「空き家問題の片づけ方」相続と住まいの終活」と題したセミナーを開催します。参加には、事前の申し込みが必要です。

●時間 午後1時～2時

●定員 40人

【申・問】県空き家活用サポートセンター ☎092・726・6210

講座・催し

女性対象
WEB合同会社説明会

●日時 10月27日(水)～29日(金)、午前10時～午後3時

●参加企業 20社程度

●開催方法 Zoomで開催

●参加費 無料

申込方法
など、詳しく

県公式サイト

くは、県の公式サイトで確認してください。

【問】県女性のためのWEB合同会社説明会運営事務局(柳マンパワーループ内) ☎092・741・9531

木村緑平第53回句碑祭

●日時 10月22日(金)、午前10時～

●会場 柳城児童公園句碑前(雨天時は柳川市婦人会館)

●内容 句碑祭式典(献酒、献花など)、総会

【問】木村緑平顕彰会事務局の江崎さん ☎080・8553・4438

庭木の剪定や管理の仕方を学びませんか

県緑化センターは、庭木の剪定や管理の方法を学ぶ「緑化講習会」を開催します。気軽に参加してください。

●日時 ①11月6日(土)、午後1時30分～4時②13日(土)、午前9時30分～正午③13日(土)、午後0時30分～

午後4時

●内容 ①庭木の剪定と管理②③マツの古葉落とし

●会場 ①大牟田市手鎌地区公民館(大牟田市大字手鎌)②③県緑化センター(久留米市田主丸町)

●参加費 無料

●定員 いずれも先着20人

●申込方法 同センター(℡0943・72・1558)へ電話かファクスで申し込み

●申込期間 ①11月5日(金)まで②③11月1日(月)～12

日(金)

【問】同センター ☎0943・72・1193

**石橋文化センター
アコースティックライブ**

●日時 11月3日(水・祝)、午後3時～(開場は1時間前)

●会場 石橋文化センター(久留米市野中町)

●出演者 バイオリニストのNAOTO、ギタリストの沖仁、ピアニストの榊原大

●料金 一般≒3000円

稲わらは焼却せずに有効活用を



「稲わら」は有効活用しましょう

定められた方法以外でごみを焼やす「野外焼却」は、廃棄物処理法で禁止されています。農業を営むための廃棄物の焼却は、例外的に認められていますが、場合によっては行政指導などの対象となります。農地での野焼きは、隣接する家屋や田などに燃えうつり、火事の原因になります。近隣自治体では、稲わらを焼却中に送電鉄塔を焼損した事例があります。また、農機具が送電鉄塔に接触して、破損したケースも発生しています。送電鉄塔が破損すると、停電を引き起こすなど電力の安定供給を脅かすだけでなく、鉄塔の器物破損として加害者に多額の損害賠償を請求されることがあります。

稲わらは、有機物が豊富に含まれ、土づくりなどに使える有効な資源です。人と環境にやさしい農業の推進のため、「稲わら」は焼却しないで家畜のえさなどで有効活用しましょう。

【問】市農政課振興係 ☎77・8734

11月から橋本不燃物処理場の受付日時を変更

橋本不燃物処理場(橋本町18-1)は、陶器などの不燃物を10kg当たり50円で受け付けています。11月1日から、受付日時が変わるので、不燃物を搬入するときは注意してください。

※大量のブロックやコンクリート、瓦などで再利用可能なものは、リサイクル専門業者へ出してください。

□変更後の受付日時

- 受付曜日 月～金曜(祝日も開館)
- 受付時間 午前8時30分～午後0時15分、午後1時～4時

【問】市廃棄物対策課管理係 ☎72・1334